

# 伊東市飼い主のいない猫の去勢・不妊等手術補助金

## 交付の手引き



伊東市では、飼い主のいない猫の繁殖を防止し、不幸な猫を増やすことなく、快適な生活環境の保全を図るため、飼い主のいない猫に去勢手術、不妊手術又は耳カットを受けさせる方に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

### 交付対象者

市税を滞納していない者（法人又は団体にあつては、代表者個人のもの）で次に該当するもの。ただし、営利を目的として手術を受けさせる者は対象となりません。

- 1 伊東市に住民登録があり、現に伊東市内に居住している者
- 2 伊東市に主たる事務所を有する法人又は団体
- 3 1及び2に準ずるものとして市長が認めるもの

### 補助対象

伊東市内で保護した飼い主のいない猫

### 補助金額等      令和7年度予算1,000,000円

飼い主のいない猫の去勢・不妊手術又は耳カットに要する手術費用の2分の1以内  
（雄6,000円、雌10,000円が上限）

1年度当たり1申請者につき10匹が限度となります。

※既に手術済みであった場合は、耳カットに要する手術費用にも補助金を交付します。

### 注意事項

- ・申請に当たり、確認者（市内に住所を有し、申請者と世帯を別にする者）1人の署名・押印が必要となります。
- ・申請する際は、飼い猫か飼い主のいない猫かを判断するため、1ヶ月以上、観察してください。
- ・手術を受けさせた猫に、必ず耳カットを実施してください。
- ・申請の際は申請者の印鑑をお持ちください。

## 申請方法

### 事前申請は必要ありません。

申請するすべての猫の手術を終えた日から30日以内又は手術を終えた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書兼実績報告書【第1号様式】に下記の書類を添付して環境課窓口に提出してください。（郵送による受付はできません）

- 手術後の写真（猫の全身及び耳カットが確認できるもの）
- 処置証明書【第2号様式】  
※処置証明書は獣医師に渡し、記載してもらってください  
1匹に1枚の処置証明書が必要となります。
- 領収書その他の手術に要した費用の支払いを証する書類の写し

※様式は伊東市ホームページからダウンロードできます。また、市内の動物病院にはご用意がございます。

## 補助金の交付

申請書兼実績報告書のご提出後、交付決定兼確定通知書【第3号様式】を発送いたします。同封の請求書兼領収書【第18号様式】をご持参もしくは郵送にてご提出後、交付の手続きを行います。

※第18号様式は、補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）で使用したものと同一の印鑑を押印してください。印鑑が違くと補助金のお支払いができなくなります。

問い合わせ先

伊東市役所 環境課 環境政策係

☎0557-32-1374

URL <http://kankyou@city.ito.shizuoka.jp/>

※申請書類等は、ホームページから  
ダウンロードできます。

